

富山県総合運動公園維持管理業務基準書

I. 運営管理との調整

維持管理作業は、事前に施設利用予定等、運営管理事項との調整を図りながら行うこと。

II. 作業の必要量など

定期的作業毎の施工場所・施工回数は別添「富山県総合運動公園維持管理作業基準書」及び図面によること。なお、「富山県総合運動公園維持管理作業基準書」及び図面は、募集に際して必要とされる作業などの標準を示したものである。公園の設置目的若しくは公園の置かれた社会的環境に鑑み、その状況に応じ適切な作業回数を確保するほか、施工場所・施工回数の規定のない作業については、指定管理者が適宜判断して行うこと。

III. 業務毎の基準

1. 植物管理

作業は、対象植物の成育状況に鑑み、各作業を適切な時期に行うことを原則とする。なお、作業にあたっては来園者の安全に十分留意すること。

(1) 芝生管理

【陸上競技場メインフィールド】

①芝刈り

メインフィールドの芝刈りについては、競技に支障の無いように関係者と調整のうえ作業を行うこと。

縦横刈り、斜め刈りなどダブルカットで刈込むこと。

②施 肥

適正な育成管理上、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて最も適切な回数を実施すること。

③病害・害虫対策（薬剤散布）

有料公園施設等競技を行うような広場においては、病害や害虫被害によるシバの劣化による不快感を発生させないこと。

④更新作業（コア抜き、エアレーション）

メインフィールド面の高さを10mmメッシュで測定し、基準高さの管理を行い、基準高さの許容範囲を超える場合は、コア抜きなどを行うこと。

また、芝生面に競技に支障となる凹凸を発生させないこと。

⑤補 修

メインフィールドを使用して行われる競技後、速やかに芝生面の補修を行うこと。

⑥播 種

年間を通じて、シバの常緑化するために、適正な時期に寒地型芝草の播種を行うこと。

⑦散 水

渇水時にシバの萎凋現象を発生させないよう適時散水を行うこと。

【陸上競技場メインフィールド以外】

①芝刈り

芝生地それぞれの位置づけ、景観上・公園利用上の状況を勘案し、芝刈りによる育成管理効果において最も適切な回数を実施すること。

②施 肥

適正な育成管理上、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて最も適切な回数を実施すること。

③目土散布

適正な育成管理上、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて最も適切な回数を実施すること。

④病害・害虫対策（薬剤散布）

有料公園施設等競技を行うような広場においては、病害や害虫被害によるシバの劣化による不快感を発生させないこと。

⑤更新作業（エアレーション、サッチング）

有料公園施設等競技を行うような広場においては、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて最も適切な回数を実施すること。

⑥除 草

有料公園施設等競技を行うような広場においては、シーズンを通して、雑草が見えない状態とする。その他の広場等においては、芝刈り作業と並行して、発生した雑草の徒長が認識されないレベルを確保すること。

⑦散 水

渇水時にシバの萎凋現象を発生させないよう適時散水を行うこと。

(2) 草花管理

①プランター

来園者に美しい園内景観を提供するため、苗床整備、花苗の植え替え、花柄摘み、施肥、散水、除草など必要な作業を行うこと。

②地植え花壇

来園者に美しい園内景観を提供するため、散水、除草など必要な作業を行うこと。

(3) 樹木管理

①剪定・枝下ろし・刈り込み

適正な育成管理、病害の発生予防、樹形景観の保全などを考慮するほか、植栽樹木の特性に応じて行うこと。

来園者に快適な歩行空間を提供するため、園路周囲から園路へ張り出してくる樹木を適宜除伐すること。

②施 肥

樹木の生育管理上、必要な施肥を適切に行うこと。

③病害・害虫防除

植物の生育阻害並びに景観阻害、来園者の不快感や毒棘による被害等を予防するため、防除を行うこと。被害が発生した場合、病害や害虫発生部位の切除による除去を基本とする。

また、被害木の倒伏により園路あるいは公園外周道路の通行に支障をきたす危険性が生じた場合は、県へ報告後、除伐並びに適切な処分を行うこと。

特にマツクイムシなどの被害にも留意すること。

④雪囲い

降雪による樹形の乱れや幹・枝の損傷を軽減するために、雪囲いを行うこと。

⑤散 水

水分不足による生育不良、期外の落葉などを発生しないよう適時散水を行うこと。

⑥除 草

樹木の良い生育のために周辺の除草を行うこと。

- ・植栽地については、周辺の除草を行うこと。
- ・芝生地にある樹木については、周辺の除草、徒長シバの除去等を行うこと。
- ・樹高の低い植栽については、植え込みの地際の除草を行い、雑草を繁茂させないこと。

(4) 草地管理

園内景観の保全、法面の保護、側溝管理などの観点から、草刈を行うこと。

(5) 枯損木管理

園路上の枝からの枯れ枝落下による事故、倒木による事故等の防止、景観の保全等の観点から、枯損木を適切に処分すること。

(6) 植物残渣管理

植物維持管理作業で発生した剪定枝や刈り草などについては、原則、緑のリサイクルなどによる再生・再利用を行わなければならない。ただし、やむを得ず焼却処分とする場合は園外の適切な施設において処分すること。

2. 清掃管理

日常清掃は、公園の良好な衛生環境を保持するために、適時適切に行うこと。

定期清掃は、施設使用に支障のないよう実施することを原則とする。また、車両や機械類を使用する場合は、来園者・作業者の安全に十分に留意すること。

(1) 日常清掃

- ・建物・便所・休憩所等について、掃き、拭き掃除等を行うこと。
- ・芝生地、広場並びに園路のゴミ拾いを行うこと。
- ・落ち葉収集を行うこと。

- ・来園者に不快感を与えないようなゴミ・異物などの除去を行うこと。
- ・ベンチ・柵類その他の工作物について行うこと。

(2) 定期清掃

- ・舗装された広場等を高圧洗浄機等で洗浄すること。
- ・陸上競技場等のガラスを清掃し、床にワックス清掃を行うこと。
- ・陸上競技場スタンドをモップ等で清掃すること。
- ・陸上競技場のウレタン部を高圧洗浄機等を用いて清掃すること。
- ・側溝、集水桝の清掃を行うこと。

(3) ゴミ処分管理

次の事項において行うこと。

- ・収集したゴミの集積・保管
- ・不燃・可燃、その他粗大ゴミなどの分類
- ・園外の専用施設における適正な処分

3. 施設・施設設備管理

来園者に、常に安全で快適な利用の提供ができるよう、次の業務を行うこと。

(1) 園内巡回

供用日において、園内を巡回し、公園施設及び施設設備が来園者の利用に支障を来すことがないように点検を行うこと。

(2) 建物管理

建物については、その使用用途に合わせ適切に維持管理を行うこと。

関係法令に基づき特殊建築物（建築基準法第6条第1項第1号に掲げるもの）でその用途に供する床面積が200平方メートルを超えるものについては、3年に1回以上有資格者による定期点検を行うこと。

また、昇降機、建築設備については、1年に1回以上有資格者による定期点検を行うこと。

(3) 工作物管理

①遊具点検・保守業務

遊具については、点検表を作成し、専門技術者が行う定期点検を年1回以上、日常点検を月1回以上（動的機能を持ったものは、より高い頻度で）それぞれ実施し、必要に応じ精密点検、保守を行うこと。

②スポーツ施設整備保守業務

- ・多目的広場のグラウンド面は、損耗あるいは不陸がレーキ掛けだけでは除去できない場合に、コートローラー等により整備し、利用者に施設を快適・安全に利用できるよう維持すること。
- ・屋内グラウンドのグラウンド面は、ブラシやコートローラーなどで人工芝の不陸整正を行う。利用により周囲に飛び散ったゴムチップは、適宜グラウンド内に戻すこと。
- ・陸上競技場及び補助競技場のウレタン部は、鳥類の糞、砂や雑草等を除去し、利用者が常に安全・快適に利用できるよう維持すること。
- ・陸上競技場スタンドの座席、階段、柵類等の点検を行うこと。

③その他の工作物

排水工作物、看板類、柵類、ベンチ類、階段類等の保守・点検を行うこと。

(4)施設設備管理

電気保安規程をはじめ関係法令を遵守し、下記設備について、運転・監視、保守・点検の業務を行うこと。

また、常に諸設備が円滑に使用できるよう最善の努力を払うとともに、故障を未然に防止し、施設の用途及び季節・気温の変化等を勘案しながら、経済運転でかつ快適となるよう適正に管理を行うこと。

なお、イベント開催時には、音響、照明等の準備片付け、仮設電源・配管等について協力すること。

- ① 電気設備
- ② 空調設備
- ③ 給排水設備
- ④ 浄化槽管理
- ⑤ 上水道管理
- ⑥ 消防設備
- ⑦ 電話設備
- ⑧ 時計設備
- ⑨ ガス設備
- ⑩ I T V（監視カメラ）設備
- ⑪ 拡声設備
- ⑫ 大型映像設備
- ⑬ 記録表示装置（写真判定装置を含む）
- ⑭ エレベーター
- ⑮ 警報設備
- ⑯ その他特殊設備

特に、下記設備については、各種イベント・大会時の使用後には点検・保守を実施し、次回使用に備え調整しておかなければならない。また、全国規模の大会やプロスポーツ競技の開催期間中は、常に諸設備が正常に稼働するよう運転・監視すること。

- ⑪ 拡声設備
- ⑫ 大型映像設備
- ⑬ 記録表示装置